

国家公務員退職手当法に基づく  
失業者の退職手当  
追加給付業務取扱要領  
(現に受給中の方への対応)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

## 目次

国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当 追加給付業務取扱要領（総論） .....	3
1010 概要 .....	3
1020 追加給付を行う給付金 .....	3
1030 予算成立までの取扱について .....	3
追加給付業務取扱要領 .....	4
2010 概要 .....	4
2020 追加給付の対象者 .....	4
2030 追加給付の過去分の範囲 .....	5
2040 追加給付対象者の把握 .....	5
2050 追加給付対象者への案内 .....	6
2060 追加給付対象者の管理 .....	7
2070 追加給付額の計算 .....	7
2080 加算額の計算 .....	8
2090 追加給付の支給 .....	8
2100 本人への通知 .....	9
2110 書類の整理・保存 .....	9
2120 移管の場合の取扱について .....	9

## 国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当 追加給付業務取扱要領（総論）

### 1010 概要

毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、雇用保険の給付額にも不足が生じるなどの影響が生じており、同様の条件に従い支給している国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当（以下「失業者の退職手当」という。）にも影響が生じている。

平成 16 年 8 月以後に失業者の退職手当を受給した者の一部に対して実施する追加給付について、まずは平成 31 年 3 月 18 日以後、現に受給している者に対して、再集計値及び給付のための推計値に基づく新たな給付額での支給を進めるとともに、過去分の給付については新たな給付額で再計算を行い、主に平成 31 年 4 月～6 月頃にかけてその差額の追加給付を行うものとする。

この現に受給している者に対する過去分の給付と再計算した給付額との差額の追加給付については、本要領に基づき実施するものとする。

### 1020 追加給付を行う給付金

追加給付の対象とする失業者の退職手当は、以下のとおりとする。

4 月～6 月頃にかけて追加給付を行う手当	基本手当（各種延長給付を含む。）、傷病手当 就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度 手当に相当する退職手当
4 月から 6 月頃に追加給付を行う対象としない給付金	高年齢求職者給付金 特例一時金 に相当する退職手当
毎月勤労統計調査の影響を受けず、追加給付の対象ではない給付金	技能習得手当、寄宿手当、移転費、広域求職活動費、短期 訓練受講費、求職活動関係役務利用費に相当する退職手当

### 1030 予算成立までの取扱について

本要領における追加給付は、平成 31 年度政府予算案に基づくものであるため、追加給付の支給は国会における予算の成立が前提になる。

予算成立までは、追加給付の支給処理は行わないこと。

## 追加給付業務取扱要領

### 2010 概要

本要領は、主として平成 31 年 3 月 18 日以後に基本手当の認定日を迎える者の平成 31 年 3 月 17 日以前の基本手当（各種延長給付を含む。以下同じ。）、傷病手当、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当に係る追加給付事務について定める。

なお、当該事務は、受給資格者の住所を管轄する安定所において行うものとする。

### 2020 追加給付の対象者

追加給付の対象者は以下のいずれかの者であって、かつ過去に支給した給付額と再計算した給付額との間に差額が発生しているものである。

イ 基本手当に相当する退職手当受給中の者については、平成 31 年 3 月 18 日以後、認定日により来所して失業の認定を受ける者（平成 31 年 3 月 18 日以後に認定期間がない者を含む。）。

就職申告に伴い来所して認定を受ける者については、平成 31 年 3 月 18 日以後に来所し、かつ就職日が平成 31 年 3 月 18 日以後の者に限る。

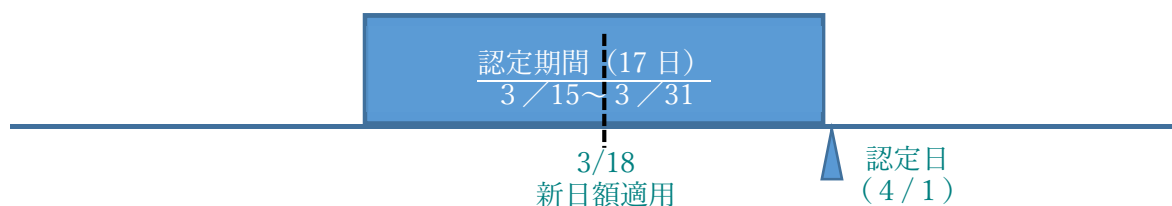
ロ 安定所長の指示による公共職業訓練等受講中の者については、平成 31 年 3 月 18 日以後に受講証明書が提出された者（郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。以下同じ。）。

ハ 傷病手当に相当する退職手当受給中の者については、平成 31 年 3 月 18 日以後に傷病手当に相当する退職手当支給申請書が提出された者。

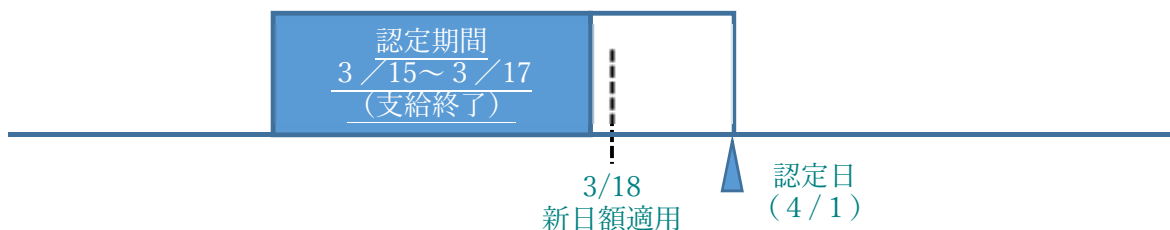
これらを踏まえると、失業者の退職手当の認定日との関係から、原則として 4 月 1 日に来所又は郵送等で申請する者が対象となる。これらの者に対しては、原則 6 月末までの支給処理を目指すこと。

ただし、認定日変更や就職日後に就職申告に来所する者、再就職申込後や長期不出頭後に改めて認定日に来所する者など、4 月 1 日以外の日に来所する者についても対象となりうる者がいることに留意し、これらの者も含め、7 月以後も追加給付の処理を引き続き行うこと。

(例示 1) 3月18日以後の認定日に来所する者が対象となる。



(例示 2) 3月18日以後の認定日に来所するが、支給終了により3月18日以後の認定期間がなく新日額の適用を受けない者も対象となる。



### 2030 追加給付の過去分の範囲

イ 追加給付対象者の現に受給している失業者の退職手当の受給資格に係る過去分の給付を対象とする。具体的には、平成31年3月17日以前の期間に対して支払われた基本手当、傷病手当、失業の認定の際に申請された就業手当に相当する退職手当を対象とする。

また、再離職後に受給を再開した者で2020に該当する者については、平成31年3月17日以前の就職に対する就業促進手当（就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当）に相当する退職手当が対象となる。2020で基本手当に相当する退職手当等を受給中の者に限定しているため、就業促進手当に相当する退職手当が追加給付の対象となるのは再離職後に受給を再開した者のみである。

ロ 当該受給者の現に受給している失業者の退職手当の受給資格以外の受給資格に係る過去分は今回の追加給付の対象としない。

### 2040 追加給付対象者の把握

2020 イ～ハのいずれかに該当する者について、以下により、過去に支給した給付額と再計算した給付額との間に差額が発生しており、追加給付が必要な者であることを特定する（追加給付対象者判断フロー（別紙1）も参照すること。）。

当該確認は、2050の案内の前提となるものであり、原則として認定日来所者に対しては迅速に行う必要があること。

イ 離職時賃金日額を確認し、支給額に影響のある賃金日額の範囲一覧や追加給付計算ツール又は追加給付計算補助シートにより基本手当日額に差額が生じる者か確認を行うこと。

ロ 平成31年3月18日以後に基本手当日額の改定が生じなかった者も、平成30年7月31

日以前に認定期間がある者については、各期間の自動変更対象額の変更により追加給付の対象となる場合がある。

認定期間を平成 29 年 8 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日、平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日と順次遡り、基本手当日額に差額が生じていないかどうかを支給額に影響のある賃金日額範囲一覧や追加給付計算ツール又は追加給付額計算補助シートにより確認すること。

長期の訓練延長給付を受給している者や、基本手当に相当する退職手当受給中に受給期間の延長を行った者等は複数年に渡って認定期間が存在する場合があるため、特に留意すること。

なお、差額が生じていることが確認できた時点で 2050 の案内を行い、それ以前の期間について差額の確認を現時点で行う必要はない。

- ハ 自己の労働による収入がある場合の控除額についても変更が生じているため、基本手当日額の改定が行われない者であっても、収入により基本手当に相当する退職手当の減額支給があった場合は、追加給付が発生する。支給台帳等の支給履歴を確認し、基本手当に相当する退職手当に係る減額支給がある者でないか確認すること。なお、自己の労働による収入があり、不支給になっていた日が減額支給となる場合については、個別の事案を付し、本省雇用保険課あて照会すること。
- ニ 就業促進手当に相当する退職手当を算定する際の基本手当日額には、元々の基本手当日額上限に加えて別途上限が課されているため、基本手当日額の改定が生じない者であっても、追加給付が発生する場合がある。平成 31 年 3 月 17 日以前の就職について就業促進手当に相当する退職手当が支給されている場合は、就業促進手当に相当する退職手当の算定に使用する基本手当日額上限の表を確認し、当該上限額の変動に係る者か確認を行うこと。

### **2050 追加給付対象者への案内**

2040 により確認した追加給付対象者について、追加給付の対象である旨の案内を以下のとおり行う。なお、追加給付対象者以外の者についても、3 月 18 日以後基本手当日額の改定が行われている旨の周知・説明は広く実施すること。

イ 窓口来所者に対しては、追加給付の対象であること、支給は 4～6 月頃となることについて説明を行い、支給の結果については、次回以後の認定日等の来所の機会や支給決定通知書（別紙 2）により伝える予定であることを伝えること。

この際、支給台帳及び受給資格証の処理状況欄に「追」と記載するとともに、必要に応じて受給資格証のコピーを取っておくこと。

また、支給の結果を通知することを踏まえ、記入するために受給資格証を預かることや、追加給付対象者に自らの住所・氏名を封筒に記載してもらい送付用封筒を準備することも差し支えない。

ロ 安定所長の指示による公共職業訓練等受講中の者又は傷病手当に相当する退職手当受給中の者等で、追加給付の対象となる者で、郵送等により申請を行っている者については、本人宛に案内状（別紙 3）を同封し通知を行うこと。公共職業訓練等受講中の者に関して

は、訓練施設の協力が得られれば訓練施設を経由して交付してもらうことも差し支えない。

## 2060 追加給付対象者の管理

以下により、追加給付対象者の管理を行うこと。

### イ エクセルによる追加給付対象者リストでの管理

コピーした受給資格証や、受講証明書、傷病手当支給申請書等を元に、安定所ごとに追加給付対象者リスト（別紙4）を作成し、追加給付事務の進捗管理を行うこと。エクセルファイルには担当者及び管理者以外の者が閲覧・操作を行えないようパスワードを付し、適正な管理に努めること。

進捗管理については、追加給付対象者の手当ごとに案内（通知）日、支給決定日、追加給付処理日等を記録することにより、処理の遅延、漏れがないようにし、原則6月末までの支給処理を目指すこと。

### ロ 紙媒体ファイルでの管理

追加給付対象者ごとにクリアファイルを用意し、追加給付対象者管理票（別紙5）、受給資格証のコピー、支給台帳の写し、支給決定通知書送付用の封筒及び必要に応じて追加給付額計算補助シート（別紙6）等を入れて、紙媒体の管理を行うこと。

また、認定日当日の保管場所についても、紛失防止の観点から、必要に応じ所定のボックス等を用いて適切な管理を行うこと。

## 2070 追加給付額の計算

追加給付計算ツール又は追加給付額計算補助シートを用いて、追加給付額及び加算額の算出を行うこと。追加給付額の計算においては、基本手当、傷病手当、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当に相当する退職手当の手当ごとに行い、かつ各年の8月1日～7月31日の自動変更対象額の適用を受けることに留意すること。

### イ 原則

基本手当日額の差額×平成31年3月17日以前の支給日数

※ 平成30年7月31日以前の認定期間がある場合は、基本手当日額が更に変動する可能性があることに留意すること。

### ロ 自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額があった場合

再計算した賃金日額、再計算した基本手当日額及び算定に係る新たな控除額で再計算を行い、生じている差額を計算すること。

〔(1日あたりの収入額－新控除額)＋新基本手当日額]－新賃金日額の80%＝1日あたりの減額

※ 上記の計算で差額を算出すると、結果的に新旧控除額の差額と新旧賃金日額の80%の差額の和が、1日あたりの減額後の支給差額となる。賃金日額が上限又は下限に達しておらず新旧で変動が生じない場合は、新旧控除額の差額が、そのまま収入1日あたりの減額後の支給差額となる。

### ハ 待期日数の取扱い

自動変更対象額の変更が生じることにより、退職時の基本手当日額が変更され、その結果待期日数が減少し待期日数を越えた失業の日が増加する場合がありますので留意するとともに、増加した日を含めた給付日数とすること。

※ 平成 30 年 8 月 1 日をまたいで待期が満了している者については、平成 30 年 7 月 31 日以前は当該認定期間に対応した基本手当日額を用いる必要があることに留意すること。

ニ 就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当に相当する退職手当が支給されている場合

新たな基本手当日額（就業促進定着手当に相当する退職手当においては新たな自動変更対象額適用後の賃金日額を算出に使用する場合がある。）で再計算を行い、差額を計算すること。

就業促進手当に相当する退職手当の計算の際に別途基本手当日額に適用される上限額に留意すること。

ホ 過誤払回収・返還がある場合

過誤払回収・返還の記録がされている場合は、実際の収納額の有無に関わらず、既に支給した金額から回収・返還額を差し引いた金額について追加給付額の再計算を行うこと。

### 2080 加算額の計算

今回の追加給付を行うに当たっては、「加算額」として、過去に支払われた給付額と、本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う額となるようにするための金額を加算する。

加算額は、各年の 8 月 1 日～7 月 31 日の間の手当ごとの追加給付額に、その期間に対応する利率を乗じて算出する（円未満切り捨て）。複数年にわたる追加給付額がある場合は、各期間に対応する利率を乗じ（この際には小数点以下第 2 位まで算出）、各年の額を足し上げ算出する（計算の最後の段階において円未満切り捨て）。

加算額の利率については、以下のとおりである。直近の過去 5 年は以下のとおり一定であるが、複数年度をまとめて計算することなく、追加給付額及び加算額は年度ごとに算出することに留意すること。

対象期間	加算額利率
平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日	0.01
平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日	0.01
平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日	0.01
平成 29 年 8 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日	0.01
平成 30 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日	0.01

### 2090 追加給付の支給

追加給付の支給手続は、通常の失業者の退職手当と同様であるが、「一般会計前途資金送



金請求書（乙）」、「一般会計前途資金送金請求書（丁）」、労働局総務部への「支給決定通知書」等はそれぞれ通常の失業者の退職手当分と追加給付分を分けて作成すること。

なお、追加給付分の支給決定及び実際の支給は必ず平成 31 年 4 月以後とするよう留意すること。

#### **2100 本人への通知**

追加給付の支給処理結果については、原則、4 月から 6 月にかけて順次、以上の処理を行った上で、追加給付対象者に支給決定通知書（別紙 2）を郵送する。なお、郵送によらずとも、次回以後の認定日等の対面の機会を捉え、支給決定通知書を手交できる場合は、金額の説明とともに手交しても差し支えない。また、支給決定通知書に代えて受給資格証に追給処理結果を記入し追加給付対象者に手交しても差し支えない。

郵送により傷病手当に相当する退職手当の支給申請がされた者や支給終了等により既に来所の機会が見込まれない者については、支給決定通知書を作成し、本人あて郵送すること。公共職業訓練等受講中の者に関しては、訓練施設の協力が得られれば訓練施設を経由して交付してもらうこととしても差し支えない。

#### **2110 書類の整理・保存**

クリアファイルで管理していた関係書類の整理・保存に当たっては以下の点に留意すること。

イ 当該追加給付事務に係る書類は、従前のファイルとは別綴りとして保存すること。

ロ 保存年限は、支給決定を行った日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年とすること（なお、当面の間は、期限のない保存年限を設定し、「常用」とすること。）。

ハ 保存年限満了後であっても、内閣府に対する廃棄協議を行い、その同意が得られるまでは廃棄してはならないこと。

#### **2120 移管の場合の取扱について**

移管があった場合は、移管先の安定所で支給処理を行う。

したがって、追加給付の案内を行う来所時に、既に追加給付対象者が移管することが決まっている場合は、追加給付対象者への案内を行うとともに、移管元安定所については、支給台帳、受給資格証の処理状況欄に「追」の記載を行うこと。

一方、移管先安定所については、以後のリスト管理及び追給処理は、移管先安定所で行うこと。

なお、追加給付対象者が移管元安定所に申告することなく移管先安定所へ来所する可能性もあることから、移管先安定所において、移管の必要がある者が来所した際には、移管元安定所に連絡し、支給台帳の送付を依頼するとともに追加給付の管理状況を確認すること。すぐに移管元安定所で追給処理を終えられる場合を除いては、以後のリスト管理及び追給処理は、移管先安定所で行うこと。

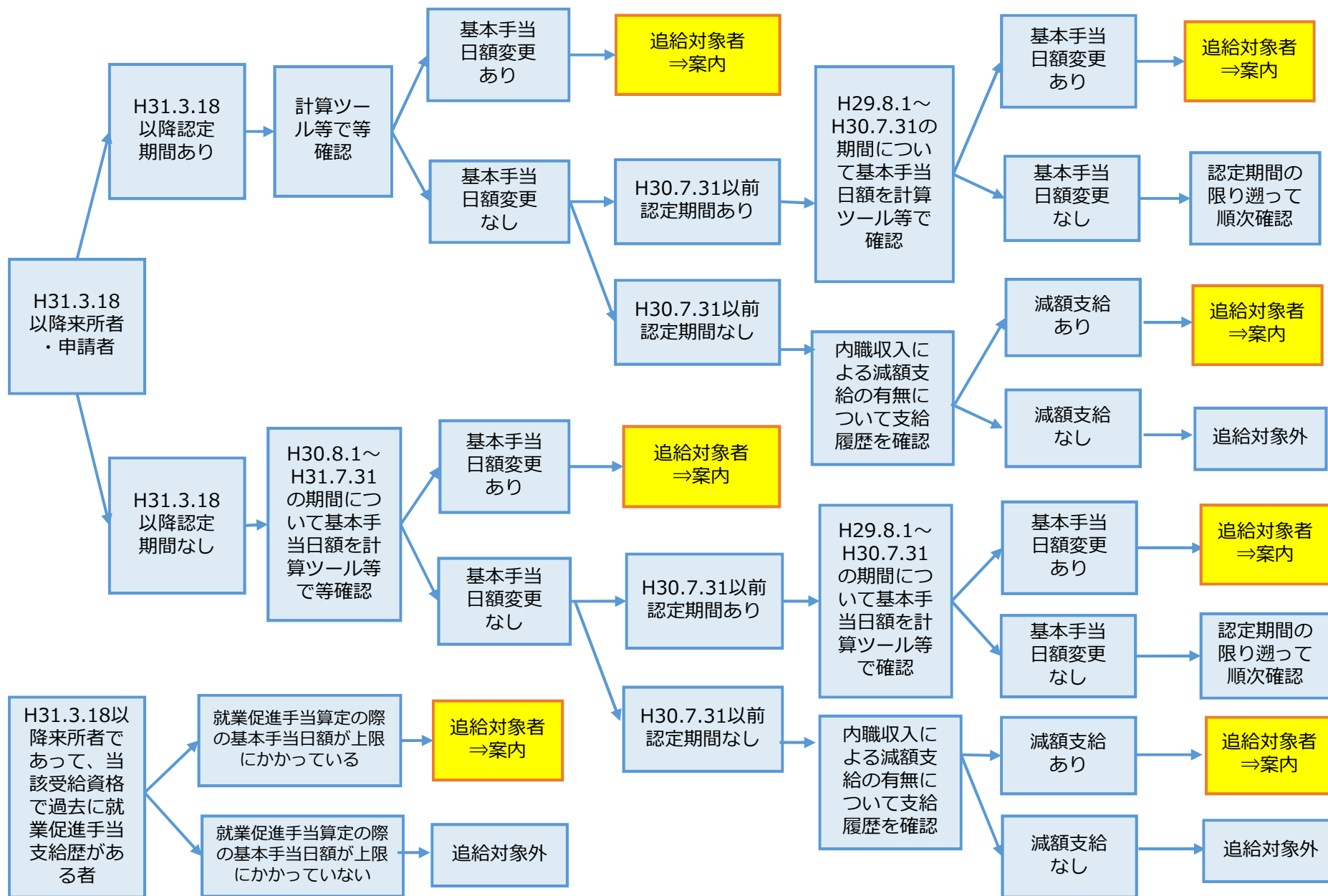
特に、安定所長の指示による公共職業訓練等受講中の者は、訓練期間中のみ訓練機関の所

在地管轄の安定所に移管されている場合があり、また3月を以て公共職業訓練等終了となる者が予想される。

この場合、訓練終了日が最後の認定日となり、その際に追加給付を案内することとなる。そこで訓練終了とともに支給終了となる者については、引き続き訓練機関の所在地を管轄する安定所で追加給付の支給処理を行うこと。一方、訓練終了後に元の管轄安定所で引き続き失業の認定を行う者については、上記のとおり、追加給付対象者への案内を行うとともに、元の安定所へ当該者が追加給付対象者であることを明示的に伝えた上で、移管処理を行うこと。以後のリスト管理及び追給処理は、移管先安定所（元の管轄安定所）で行うこと。

# 追加給付対象者判断フロー（基本手当に相当する退職手当等）

(別紙1)



国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当  
追加給付支給決定通知書

平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇公共職業安定所長



貴殿に対する追加給付額を計算し、以下のとおり、支給することを決定しましたので通知します。

給付金の種類	追加給付額	加算額※	合計金額
基本手当	1,500 円	15 円	1,515 円
就業手当	90 円	0 円	90 円
			1,605 円

支給決定金額

円

(この手当は、支給決定日の翌日からおおむね〇〇日以内に貴殿の口座に振り込まれます。)

※ 加算額は、過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う額となるようにするための金額を加算するものです。